

一般財団法人岐阜県交通安全協会行動計画(次世代法)

次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ職場環境を確立することを目的に公布・施行された「次世代育成支援対策推進法」の推進に資するため、当協会職員のうちの子育てを行う職員に対する仕事と子育ての両立支援対策を積極的に推進し、もって、当該職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分発揮できる職場環境を構築するため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 31 年4月1日から平成 36 年 3 月 31 日までの5年間

2 計画の推進(具体的実施項目)

目標 1 育児・介護休業規定の周知と取得の実践

【対策】

- 育児休業取得可能期間の延長(1歳6か月から2歳)の周知と取得促進を図る。
- パパ・ママ育休プラス制度を周知するなど、男性職員の育児休業取得促進に努める。

目標 2 年次有給休暇取得の促進

【対策】

- 年次有給休暇取得の義務化の周知を図るとともに、年5日以上の子次有給休暇取得を確実に実践させる。
- 年次有給休暇の計画的休暇付与制度の効果的な活用等により、年次有給休暇取得の促進を図る。

一般財団法人岐阜県交通安全協会行動計画(女性活躍推進法)

女性が就業継続しやすい職場環境を整備し、女性の職種を広げるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 計画の推進(具体的実施項目)

目標 女性教習指導員の採用の促進
～教習指導員採用者の10%とする。～

【取組み】

女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報